

平成15年 8月20日

大阪市長 磯村 隆文 様

特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会

会長 竹村 喬

事務所 〒540-0004 大阪市中央区玉造 1-21-1-702

Tel・Fax 06-6765-5020

<http://www3.ocn.ne.jp/~muen/>

たばこれす

代表 福田 守男 (事務所 同上)

大阪市関係機関の全面禁煙のお願い

謹啓、標記の要望をいたしたく、以下の点について、ご高配をお願い申し上げます。

記

1. 大阪市役所、市関係機関、学校等について、健康増進法第25条、及び厚生労働省健康局長通知に基づき、全面禁煙にさせていただきよう、お願いします。
2. この実施に当たって、各部局の自主性に任せるのではなく（現状はそのようですが）、大阪市として統一した内容の禁煙実施をお願いします。
 - ・大阪市は、数多くの施設・機関がありますので、その調整に時間が多少必要かも知れませんが、各部局の自主性に任せる限り、受動喫煙対策は遅々として進みません。
3. 大阪市役所1階に設けているオープンスペースでの空気清浄機による分煙は、健康局長通知にもあるように、受動喫煙対策とはなりませんので、このような対策は採用しないでください。
 - ・完全禁煙は、最も経費がかからず、かつ結果的に喫煙者の禁煙支援になり健康増進に寄与します。
4. 先に本会（たばこれす）では「歩きタバコの禁止条例」の制定を大阪市長に要請しましたが、本年3月25日の口頭回答では、「担当する部局がない、従って要望には対応できない」との理由でこの要請は検討すらされませんでした。今回の受動喫煙対策についても、同様にならないよう、調整する部局を協議し、至急に進めてください。
 - ・大阪府下では、既に、大阪府（5/31より、教委は7/1より）、摂津市（5/1より）、大阪狭山市（9/1より）、堺市（2004年4/1より、調整中）などが、庁舎・出先・学校等の禁煙を決定して、順次広がりつつあります。全国的にも同様です。
 - ・例えば、堺市では、総務部の庁舎管理部局が、来年4月1日には禁煙とするよう、また可能な機関については順次禁煙とするよう、調整に動いているとのこと。
 - ・歩きタバコの禁止条例制定要請の時にも指摘したことですが、大阪市営地下鉄構内の禁煙が、全国で一番最後になったと同じく、今回の受動喫煙対策でも、全国の政令指定都市や中核市の中で、大阪市が一番最後に残った、という誠に残念この上もないことにならないよう、よろしく願いいたします。

敬 具